

医療観察ニュースレターとっとり

第 17 号(令和 6 年度版)

＜発行＞ 鳥取保護観察所社会復帰調整官室

〒680-0842 鳥取市吉方 109 鳥取第 3 地方合同庁舎内

電話 0857-22-3518 FAX 0857-37-0498



	内 容
1	巻頭言
2	オープンダイアログについて
3	令和 6 年度医療観察制度地域連絡協議会
4	社会福祉法人「鳥取いのちの電話」電話相談員全体研修会で講義を行いました
5	新たな社会復帰調整官の御紹介
6	編集後記

1 巻頭言「医療観察制度について」

鳥取地方裁判所裁判官 安西 二郎

医療観察は、専門領域を異にする多くの職種が関わる制度です。ここでは、このような視点から、裁判官として医療観察事件処理に携わる中で感じたことを記してみたいと思います。

鳥取地裁では、指定入院医療機関からの申立てに基づき、精神保健審判員との合議体により、入院継続を認めるか否かの判断をすることが多いのですが、この判断に裁判官が関与するのは、医療の強制という人身の自由に対する制約が許されるかという法的判断でもあるからです。医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とするものですが（法 1 条）、裁判官としては、「同様の行為の再発の防止」の点に関心が向きますし、対象者が犯した他害行為の重大性の程度との関係で入院期間の長短はどうかという点も気になります。

上記判断に当たり、提出された資料に登場する用語の意味が分からず調べることは少なくありません。それよりも怖いのは、分かったつもりになって調べもせずにて、実は誤解してはいないかということです。日常用語としても使われるような言葉ですと特にそのおそれが大きいと思われます。日々、関係分野の知識を習得する必要性を感じています。他方、裁判官の文章は一文が長かったり言い回しが独特だったりして分かりにくいと言われますから（冒頭の「事件処理」という言葉に違和感を持たれた方もいらっしゃるかもしれませんね。）、裁判官としても、対象者を含めた関係者の皆さんにとって分かりやすく、かつ納得していただけるような記載に努めなければならないと考えています。

医療観察制度を適切に運用し対象者の社会復帰を促進するためには、関係職種の相互の理解と連携が大切です。今後ともよろしくお願いいたします。



2 オープンダイアログについて

医療法人養和会養和病院 精神保健福祉士 前澤 由梨



オープンダイアログ（以下 OD）は、入院や薬だけに頼らないケアの手法として注目されています。当初は、フィンランドで急性期統合失調症への介入手法として始まりましたが、現在はその他の精神疾患や、依存症、ひきこもり、不登校などに幅広く有効とされています。OD は「地域システム」や「対話の哲学」も含むため、ケアの手法にとどまらず統合的なアプローチとしての理解が不可欠です。また具体的には、本人、家族、支援関係者、2 名以上のスタッフなどが同じ部屋に集まり、対等の立場で、決定することを目的とせず対話を続けます。

当院は、精神科訪問看護で OD 実践を開始して 5 年目となります。OD 実践に加えて、当院主催で地域の支援者を交えた OD 研修会を開催し、OD のもつ地域変革の可能性に微力ながら挑戦中です。

現場での個人的な所感として、OD では家族、関係者、地域など、社会との繋がりを取り戻す過程において、病気や障害があっても希望を持ちながら主体的に自分自身の人生を歩む力の向上（リカバリー）につながっていくと感じています。これは厚生労働省の掲げる「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「共生社会の実現」に通ずるものといえるでしょう。

また、OD は本人の尊厳の尊重を目指しています。OD は、人権とリカバリーを促進するアプローチとして、WHO がグッドプラクティスと認めています。これは日本の精神科医療では人権を置き去りにしてきた歴史があるからこそ、強調したいところです。

以上のことから、OD は既存の精神科医療と比べて特徴的な点が 4 つ挙げられます。①薬と入院中心の医療に比べて本人の負担が少ないこと、②本人だけでなく家族も支援できること、③リカバリーの促進、④本人の人権を最大限尊重できること。この 4 つにおいて OD の新たな可能性が期待できると私は考えています。

国内では OD に取り組む精神科病院はまだ少数です。今後の OD 実践の広がりに期待しています。



前澤様、ありがとうございました。

病気や障害があっても地域の中で希望を持ちながら自分らしく生きていくことは、リカバリーにおいて欠かせないものであり、それは医療観察における社会復帰の促進においても言えることだと思います。

養和病院のような OD 実践が地域でさらに広がっていくことを楽しみにしています！

3 令和6年度医療観察制度地域連絡協議会

～医療観察制度における家族支援のあり方について～

令和6年8月29日、鳥取保護観察所において、令和6年度医療観察制度地域連絡協議会を、集合とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で開催しました。今回は昨年度に引き続き「医療観察制度における家族支援のあり方について」をテーマに、武庫川女子大学心理・社会福祉学部社会福祉学科の大岡由佳准教授から「トラウマインフォームドな被害者支援」について講義をしていただきました。医療観察制度における対象者の家族は、加害者家族、精神障害者の家族、被害者本人やその家族など、様々な側面を持つことが少なくありません。そういった中で、支援者として家族とどのように関わることができるのか、出席者の方々と議論を深めることができました。出席者からは「私たちが、二次被害について十分に理解した上で対応する必要があると感じました。」「日常診療に役立つ内容で大変有意義でした。」「トラウマのサイン、対応のコツといった、日頃の支援に活かせる内容であり、大変学びになりました。」といった感想が寄せられ、非常に有意義な協議会になりました。



保護観察所としても、引き続き、地域の関係機関が家族支援を継続的に実施できる体制について検討を重ねていきたいと考えています。

4 社会福祉法人「鳥取いのちの電話」電話相談員全体研修会で講義を行いました

令和6年6月22日、鳥取市民交流センター多目的室において社会福祉法人「鳥取いのちの電話」の電話相談員の方々に向けて「罪を犯した人や非行少年の立ち直りについて」をテーマに講義を行いました。

保護観察官として勤務していた経験がある社会復帰調整官から、罪を犯した人や非行少年の立ち直りを目指す保護観察制度について事例を交えながら説明したほか、医療観察制度についても説明を行いました。



出席者からは、鳥取県内の保護司の活動状況や事例に関する質問が出るなど、高い関心を持って聞いていただくことができました。

鳥取保護観察所では、このように医療観察制度の普及啓発を実施しています。また、保護観察所全体で「地域とともに歩み、地域に貢献する更生保護」を掲げ、地域におけるネットワーク作りを積極的に進めているところです。各事業所等に伺い、制度説明等をさせていただき取組みも積極的に行っておりますので、関心のある方がいらっしゃれば、遠慮なく御相談ください。

5 新たな社会復帰調整官が着任しました！

皆様はじめまして。5月1日に着任いたしました、社会復帰調整官の渡部（わたなべ）と申します。出身は島根県（隠岐）ですが、高校卒業後に大阪の学校へ進学し着任日前日まで大阪で生活をしていましたので、山陰での生活は約20年ぶりになります。現在は、単身赴任をしており、週末に帰阪し、子どもと遊ぶことでリフレッシュをしています。職種は作業療法士で、これまでは総合病院で脳神経外科と神経内科を専門とした身体リハビリテーションや、多機能型精神科診療所で精神科デイケア、精神科訪問看護ステーションにて勤務しておりました。



臨床の中で、医療観察法対象者の方を複数名担当させていただき、多くのことを学ばせていただき、これまで医療現場で培ってきたことを活かし、対象者と地域の橋渡しがスムーズに行うことができ、信頼される社会復帰調整官になりたいと思っています。医療現場とは異なることが多く、様々なことが1からのスタートであり、日々勉強の毎日です。今後とも御指導、御鞭撻の程よろしくお願いいたします。

6 編集後記



（更生保護マスコットキャラクターホゴちゃん・サラちゃん）

今回は、鳥取地方裁判所の安西裁判官から巻頭言をいただきました。私たちも関係機関の方々や対象者の方々とお話しするときに、つい専門用語を使ってしまいがちですが、専門職だからこそ、誰に対しても分かりやすく、納得できるような説明に努めていく責任があると、改めて感じました。

また、医療法人養和会養和病院の前澤精神保健福祉士からは、オープンダイアログについて御寄稿をいただきました。本ニュースレターでは、様々な機関の取組みや、有益な情報について皆様にお伝えしていきたいと考えています。自薦、他薦を問いませんので、情報提供をお願いいたします。

当庁では、医療観察制度の普及啓発にも取り組んでいます。各事業所等に伺い、制度説明をさせていただき取組みを行っていますので、鳥取保護観察所社会復帰調整官室まで御連絡をお待ちしております。

障害福祉サービス事業者向け広報動画「ともに生きる地域を目指して～医療観察制度と地域のかかわり～」がYoutube 法務省チャンネルに掲載されています。是非御覧ください。

YouTube 法務省チャンネル

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=91L5tqzwE5g>

